

2014年2月6日

外国における知的財産権の侵害に関する研究  
中間報告

国際知的財産法研究会

技術は経済発展を支える重要な要素であり、その技術の発展の基礎を支えるのは、技術開発の成果を保護する知的財産法である。知的財産法は、経済の発展のための基礎的な制度であり、その保護の充実は、これからの経済発展の重要な礎となる。

知的財産法は、経済発展のための基盤を構成するものであるから、長期的には、すべての国の利益につながるものである。しかしながら、短期的には、知的財産権の保護を回避し、外国の技術を無断利用することにより、国際競争力が強化されるとの意見がある。この意見が知的財産権の保護の水準を引き上げることに反対するばかりではなく、現在の保護の水準の実現に消極的となり、さらに、保護の水準を低下させようとする一部の国の主張の誘因となっている。

法制度は国家によって定立されることから、経済的基盤の異なる国は異なった制度を定め、その結果として、財産法は各国で異なることとなる。動産や不動産などには物理的な存在があり、契約は当事者の合意によることから、国際的規範の定立がなくとも、比較的円滑にビジネスが営まれてきた。しかしながら、知的財産法の保護の対象は情報であり、情報には物理的制約がないことから、世界中を同時に転々流通するというグローバルな性格を有し、知的財産法の保護の水準の低い国における製造などを促進することにより、実効的な知的財産法の保護が損なわれることになるので、国際的な規範の定立とその実効性の確保の重要性は極めて大きい。

そのような背景もあり、知的財産法の国際的な調和は、産業革命を経た 19 世紀から認識され、19 世紀末には、規範の統一を目的とした国際条約の交渉が行われた。しかしながら、技術に関する各国の利害の対立は大きく、発明された技術の特許法による保護の義務も盛り込むことができないまま、多数国における特許権の取得を容易にするパリ条約が締結されることとなった。その後、製造業が発展してきた 20 世紀の中ごろまで、極めて緩慢ではあるものの、パリ条約の改訂作業が続けられてきた。しかしながら、1960 年代に入り、発展途上国の台頭により、パリ条約の改正交渉が頓挫する一方で、企業のグローバル化により、生産拠点が世界各地に広がり、より高い水準で実効性のある知的財産権の国際的な保護が必要となる状況となった。

そのような状況のなか、20 世紀末の GATT のウルグアイ・ラウンドで、知的

財産権に関する包括的な交渉が行われ、特許権に関する保護の義務やコンピュータ・プログラムの著作権法による保護の義務について、紛争解決手続による実効性を含んだ規範を WTO 協定が成立したことは、知的財産法についても、グローバル化した技術についても、革命的な第一歩となった。

WTO による技術開発成果の国際的な保護は、これまでの 1 世紀以上にわたる国際的な技術の保護の状況を一変する革命的な制度改正であったにもかかわらず、急激な経済のグローバル化の進展もあり、WTO による知的財産権の保護の不十分な側面が、特に、新興国や発展途上国において明らかとなり、更なる国際的規範の定立が必要とされてきている。

国際的な取組としては、TRIPS 協定を知的財産権の実質的な保護の面から充実させていくことが考えられるが、現在、WTO の知的財産に関する交渉には進捗が見られない。また、FTA や EPA などの交渉においても、保護の水準の引き上げ、実効性を高める取り組みがなされているけれども、十分とは言い難い。

従来、日本の知的財産法の改正における基本的な取組は、国際条約の基準を国内的に履行するためや国内的な事情に基づくものであり、必ずしも、国際的な知的財産法の保護の展開を見据えたものとはなっていない。例えば、国際貿易に関する国内法的な措置である税関において執行される水際措置は、日本市場及び日本を経由する海外の市場において知的財産権を侵害する製品等を排除するための知的財産権の行使のために重要な措置であるが、その整備は TRIPS 協定の履行を始まりとして進み、それから保護の充実に向けて改正がなされてきた。

この水際措置は、製品の製造地の国際的な展開や国際的な製品流通の多様化に伴って、ますます、その重要性を高めている。この重要性は国内的なことに留まらない。国際的な知的財産権の保護を充実させていくためには、停滞している国際交渉によるばかりでは十分ではなく、国際貿易に関する国内法的な措置を充実することによって、国際的な交渉を進めていくという総合的な国際戦略が求められている。

このことを端的に示しているのが米国の関税法第 337 条による水際措置である。米国は、通商に関する国際的な戦略のなかで、外国から輸入される製品に対して国内的な措置を行うことにより、国内における知的財産権の保護をすることによって、国際交渉にも大きなインパクトを与えている。例えば、GATT

ウルグアイ・ラウンドでの水際措置に関する交渉が重要な論点となったのも、米国関税法第 337 条がその背景の一つとなっている。

本研究会では、水際措置の国内法的な重要性と国際交渉における重要性という二つの視点から、日本における制度の改善を検討していくために、外国における知的財産権の侵害に関連する製品の輸入に関する米国の制度を研究することとした。

本年度はその研究の基礎として、米国における制度について、法律事務所への調査依頼を行うとともに、その調査結果について、議論を行った。

その結果、米国では、多角的な議論がなされていること、依然として、関税法第 337 条が重要であることが明らかとなった。

米国関税法第337条では、知的財産権侵害製品として輸入を禁止される物品を明示的に定める規定のほかに、輸入による不公正な行為 (Unfair methods of competition and unfair acts in the importation of articles) を禁止する規定がある。この輸入による不公正な行為を禁止する規定に基づいて、知的財産権侵害製品として規定されていない営業秘密を不正に使用して外国において製造された製品の輸入を禁止する措置が国際貿易委員会によって行われている。そして、この国際貿易委員会による措置が連邦巡回区高等裁判所で肯定されている。この措置は、外国で知的財産権の侵害が行われ、製品そのものに対して知的財産権が及ばない場合でも、その侵害に関わる物品の輸入を禁止する措置を肯定したものであり、外国における知的財産権の侵害に対する国内的措置として注目すべきものである。

このほか、米国では、外国において著作権などを侵害して生産された製品の州内における流通を禁止する州による立法がなされていること、その他でも、外国における知的財産権の侵害に関わる製品の米国内における流通に対する米国の国内法的措置の検討がなされている。

このように、米国では、外国における知的財産権の侵害に対して、外国における知的財産権の侵害の問題として、国内法的な措置を否定するのではなく、外国における知的財産権の侵害を国内市場に関係する行為として捉え、これに対して米国関税法第 337 条が適用され、その他の国内的措置が検討されている状況にある。

日本の技術開発の成果に対する外国における保護の必要性という状況は米国

の置かれている状況と異なることなく、日本でも、米国関税法第 337 条の措置、その他の米国の制度的検討を踏まえて、国際的な知的財産権の保護を目指した国内法的措置を検討していかなければならない。

国際知的財産法研究会

委員名簿

(五十音順)

■ 座長

一橋大学大学院教授

相澤英孝

■ 委員

東京中小企業投資育成株式会社相談役  
元知財本部事務局長

荒井寿光

静岡県立大学国際関係学部国際関係学科 准教授  
国際関係学研究所 准教授(兼務)

伊藤一頼

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
ニューヨーク州弁護士  
一橋大学大学院教授

岩倉正和

青山特許事務所 東京所長 弁理士  
元 WIPO 事務次長

植村昭三

武田薬品工業株式会社 知的財産部長

奥村洋一

日本知的財産協会 専務理事

久慈直登

Center for Responsible Enterprise and Trade (CREATe.org)顧問  
弁護士

名取勝也

本田技研工業株式会社 知的財産部長

別所弘和

なお、東京大学大学院総合文化研究科 小寺彰教授に委員として研究会にご参加いただき、さまざまなご教示をいただきましたが、本中間報告の完成を待たず逝去されました。小寺教授の国際経済法の発展にかけられた情熱及び当研究会に賜ったご厚情に深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈りします。

■ オブザーバー

西村あさひ法律事務所 弁護士

洲桃麻由子

西村あさひ法律事務所 弁護士

須河内隆裕

■ 運営事務局

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (国松、前村、秋山)

MSL Japan (土井)